

農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領

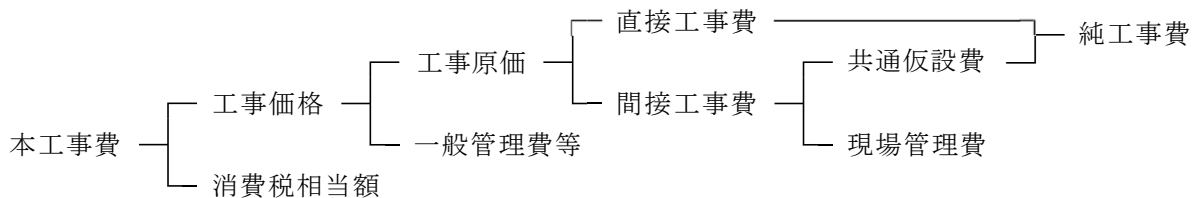
平成 5 年 6 月 16 日 付け 5 構改 D 第 4 2 1 号  
最終改正 令和元年 8 月 8 日 付け 元農振第 1173 号

各 地 方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿  
北 海 道 知 事

農村振興局長

(本工事費の構成)

第 1 要綱第 8 第 1 項の請負施行に係る本工事費の構成は、次のとおりとする。



(各費目の積算基準)

第 2 計画概要書等に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第 8 及び第 11 の定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 本工事費 (請負施行の場合)

イ 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材料費、機械経費及び特許使用料等について積算する。

(イ) 労務費

労務費は、工事の施工に直接必要な労務の費用とし、要綱第 7 の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛 (以下「同意単価及び歩掛」という。) により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難しい場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。

(ロ) 材料費

材料費は、工事の施工に直接必要な材料の費用 (購入場所から現場までの運搬費を含む。) とし、同意単価及び歩掛により積算する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。

(ハ) 機械経費

機械経費は、工事の施工に直接必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について (昭和 58 年 2 月 28 日 58 構改 D 第 147 号構造改善局長通知)」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛について (昭和 58 年 2 月 28 日 58 構改 D 第 148 号構造改善局長通知)」により積算し、その他の器具等の経費については、これに準じて積算する。

(ニ) その他

イ) 特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

ロ) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

ハ) 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

ニ) 産業廃棄物処分費

産業廃棄物処分費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

ロ 共通仮設費

共通仮設費の算定は、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日12農振第1680号農村振興局長通知）」に基づき行うものとする。

ハ 現場管理費

現場管理費の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日5構改D第49号構造改善局長通知）」に基づき行うものとする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日5構改D第49号構造改善局長通知）」に基づき行うものとする。

ホ 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当額を含まないものとする。

ヘ 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

(2) 測量及び試験費

測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、船舶及び機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。

(3) 船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、工事が直営施行の場合において、当該工事の内容及び規模に適合した機械を選定し、工事の施工上必要最小限度の費用を計上する。なお、工事が請負施行の場合において、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められるときは、それらに要する費用を計上することができる。

(4) 営繕費

営繕費は、工事が直営施行の場合において計上するものとし、当該直営施行に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下「工事費」という。）が次に該当する場合、当該工事費にそれぞれ定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、㊦から㊨までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの前において算出される額の最高額に達しないときは、営繕費は、当該最高額の範囲内において増額することができる。

イ) 工事費が1,000万円以下の場合 1,000分の50

ロ) 工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 1,000分の40

ハ) 工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合 1,000分の30

ニ) 工事費が10,000万円を超える場合 1,000分の20

(5) 工事雑費

工事雑費は、次の算式により算出する。

イ 工事が請負施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（請負又は委託に係るもの） ----- (7)

用地及び補償費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）＋船舶及び機械器具費  
＋営繕費 ----- (イ)

工事雑費＝(ア)×15/1000＋(イ)×35/1000

ロ 工事が直営施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（直営施工に係るもの）＋用地及び補償費  
＋営繕費 ----- (ウ)

工事雑費＝(ウ)×35/1000

（本要領によらないことができる工事）

第3 鋼橋製作等主として工場製作に係る工事、若しくは、この要領によることが著しく不適當又は困難であると認められる工事については、この要領によらないことができるものとする。

（災害復旧事業の事業費の判定について）

第4 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項に規定する災害復旧事業の事業費（40万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費により行うものとする。